

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下「財団」という。）定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は日額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 常勤役員に対する賞与の総額は、別表第2「常勤役員の賞与」の範囲内で、理事会の決議によって定める。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬日額は、別表第3「非常勤役員及び評議員の報酬日額」のとおりとする。

(報酬等の支給)

第5条 報酬等の支給日及び支給方法等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第6条 当財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月30日から施行する。

(別表第1)

常勤役員の報酬月額

職名	報酬月額
常務理事	30万円までの範囲内

(別表第2)

常勤役員の賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×4.5までの範囲内

(別表第3)

非常勤役員及び評議員の報酬日額（理事会、評議員会等出席）

職名	報酬日額
非常勤役員	1万円
評議員	1万円